

検察事務官 徴収担当（採用2年目・男性）

徴収担当事務官は、刑事裁判の罰金等の財産刑に関する判決内容を把握し、罰金等の言渡しを受けた者から罰金等を徴収することが主な業務です。その業務内容は、罰金等の未納者に対して督促を行うほか、未納者が所在不明になった際は、その者の所在を調査し、罰金を納付できる資力がない未納者に対しては、労役場留置の執行を行うなど多岐にわたります。

罰金等の未納者の督促には特に注力しており、所在調査のため未納者宅等に赴いたり、民間企業や公務所等に照会をすることによって、未納者の現在の状況を把握し、確実に刑罰を執行するよう日々努力しています。

徴収業務では、多くの未納者と接しています。

未納者の中には納付から免れようとする者、連絡に応じず所在不明となる者など様々なタイプの未納者がいます。

そのような未納者がなかなか納付せず悩むこともありますが、どのような方針で未納者に納付させるかを自分で考え、上司や先輩方に相談するなどして、協力して督促を行った結果、罰金等が納付されたときには、とてもやりがいを感じます。

私自身、連絡に応じない所在不明の罰金未納者の督促を担当した際に、関係者に電話連絡をしたり、民間企業や公務所等に照会をすることによって所在を発見し、納付させることができたこともあり、そのときはとても達成感がありました。

また、徴収業務は電話や対面で督促を行うので、人との「対話力」が求められる業務だと思います。

そのため、相手からどのような情報を得るべきか、その情報からどういった方針で罰金等を納付させるべきかを考えた上で、未納者から情報を聞き出し、その方針を伝えることが重要です。

徴収業務における、このような「対話力」の習得が最大の魅力だと感じています。